

## 設備投資をお考えの皆様には「今がチャンス！」です。

2014年1月20日から生産性向上設備投資促進税制が開始されました。

現在、以下の機種が証明書の発行対象機種です。

※当該税制の適用を受けるには他にも満たすべき要件があり、適用するかどうかの最終判断は管轄税務署が行います。制度の詳細は経済産業省のホームページにてご確認くださいか管轄税務署にお問い合わせください。

NTD-300・NTD-300F・NTD-165・NTD-165F・  
NUS-300 II  
BOON-360SP・BOON-360EC II・BOON-360EV  
NS-300 II  
SSN-180  
NAS-350

※その他の機種につきましては販売店又は弊社 WEB サイトのトップページ「お問い合わせ」までご連絡頂きますようよろしくお願い申し上げます。

税制措置期間：平成 26（2014）年 1 月 20 日～平成 29（2017）年 3 月 31 日

制度の詳細はこちらから

経済産業省ホームページ>生産性向上設備投資促進税制

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)